

中間前払金に関する取扱要領

1 中間前金払いの対象

1 件の請負代金が 500 万円以上の※土木建築工事（債務負担行為及び繰越明許費の工事を含む。ただし、土木建築工事に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であって、請負者が部分払を選択していないものを対象とする。

注：※ここでいう「土木建築工事」とは、土木一式工事又は建築一式工事だけでなく、いわゆる建設工事全般を指す。

2 中間前金払いの対象となる経費の範囲

当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労務者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

3 中間前金払の要件

次の全ての条件を満たす場合に、中間前金払を行う事ができる。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている工事の作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- (4) 当初の前払金が支出済みであること。

4 中間前金払の割合

請負代金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の 10 分の 6 を超えてはならないものとする。

5 債務負担行為及び繰越明許費の工事の特例等

- (1) 債務負担行為に係る契約分については、出来高予定額が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該出来高予定額を対象として中間前金払をすることができる。
- (2) 中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為に係る工事の各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払い及び繰越に係る工事における年度末の部分払いについては、当該年度の出来高に対して部分払いすることができる。

6 認定及び請求等の方法

- (1) 請負人が中間前金の請求をしようとするときは、別紙 1 の中間前金払認定請求書に別紙 2 の工事履行報告書に添えて、監督職員に提出する。
- (2) 監督職員は、前号の請求を受けたときは、原則 7 日以内に 3 の各号すべての要件を満たしているか認定を行い、妥当と認めるときは、別紙 3 の認定調書を請負人に交付し、その写しを契約担当者に提出する。
認定の資料は履行報告書をもって足りることとし、3 の(3)は 3 の(2)の確認ができれば、明らかに請負代金の 2 分の 1 を下回る場合を除き、確認できたものとみなす。
なお、出来高の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提示等を求めることができる。
- (3) 契約書第 1 号様式、第 1-1 号様式および第 1-2 号様式の第 18 条、第 19 条に基づき、工事条件の変更の確認及び工事の内容変更の通知により新規工種等の追加指示が行われている場合は、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高(概算額)を、認定対象とする出来高に含めることができる。

<参 考>

$$(\text{出来高}) = (\text{B} + \text{C}) / \text{A}$$

A：中間前払金の支払請求時点における請負契約額

B：中間前払金の支払請求時における契約内容に対応した出来高

C：契約変更が未実施の変更指示等による追加工事の部分

- (4) 請負者は(2)による認定を受けた場合は、別紙 4 の中間前払金請求書に建設業保証株式会社が発行する保証証書を添えて、契約担当者に提出する。
この場合において、請負者から前払金保証契約書の寄託を受ける場合は、当該証書原本を提出させることとし、契約担当者が保管する。
- (5) 会計管理者は、当該請求を受けた日から 15 日以内に支払を行う。

7 中間前金払と部分払の選択

請負者は、契約締結時に中間前金払又は部分払の何れかを選択する事とし、契約締結後の変更は認めないこととする。なお、入札条件として上記の明示を行う。

また、落札時等に請負者がいずれを選択するか確認を行った後、契約締結の際は契約書に別紙 5 の特記事項のいずれかの項を削除したものを設けることとする。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別紙1

年 月 日

宿毛市長 様

(請負者) 住 所
氏 名

印

中 間 前 金 払 認 定 請 求 書

下記の工事について、中間前払金の認定を請求します。
なお、工事の履行状況については、別紙のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 番 号
- 3 工 事 場 所
- 4 請負代金額
- 5 工 期 年 月 日 から 年 月 日

別紙 2

工 事 履 行 報 告 書

| | | | |
|-------|----------------------|--------|-----|
| 工事名 | | | |
| 工 期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| 日 付 | 年 月 日 (月分) | | |
| 月 別 | 予定工程 % () は工程変更後 | 実施工程 % | 備 考 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| (記載欄) | | | |

| | | | |
|-----|------|-----|-----|
| 課 長 | 課長補佐 | 係 長 | 監督員 |
| | | | |

| | |
|--------------|------------------|
| 現 場 代 理 人 | 主任 (監督) 技 術 者 |
| | |

別紙 2 (記載例)

工 事 履 行 報 告 書

| | | | |
|-------|------------------------------------|---------|-----|
| 工事名 | 〇〇〇工事 | | |
| 工 期 | 平成 26 年 5 月 1 日 ~ 平成 27 年 1 月 31 日 | | |
| 日 付 | 平成 年 月 日 (月分) | | |
| 月 別 | 予定工程 % () は工程変更後 | 実施工程 % | 備 考 |
| 5 月 | 2 . 0 | 2 . 5 | |
| 6 月 | 1 0 . 0 | 1 1 . 0 | |
| 7 月 | 1 8 . 5 | 2 0 . 0 | |
| 8 月 | 3 0 . 0 | 3 1 . 5 | |
| 9 月 | 4 5 . 0 | 4 3 . 5 | |
| 10 月 | 6 0 . 0 | 5 5 . 5 | |
| 11 月 | 7 5 . 0 | | |
| 12 月 | 9 5 . 0 | | |
| 1 月 | 1 0 0 . 0 | | |
| (記載欄) | | | |

| | | | |
|-----|------|-----|-----|
| 課 長 | 課長補佐 | 係 長 | 監督員 |
| | | | |

| | |
|--------------|------------------|
| 現 場 代 理 人 | 主任 (監督) 技 術 者 |
| | |

平成 年 月 日

(請負者) 様

宿毛市長

認 定 調 書

年 月 日付きの中間前金認定請求につきましては、その要件を具備
していると認定します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 番 号
- 3 工 事 場 所
- 4 請負代金額
- 5 工 期 年 月 日 から 年 月 日

別紙4

中間前払金請求書

¥

| | |
|-------|---|
| 工事名 | |
| 工事番号 | |
| 請負代金額 | ¥ |

口座振込先

銀行 支店
口座番号

上記のとおり請求します。

年 月 日

宿毛市長 様

(請負者) 住 所
氏 名

印

特記事項

- ・ 中間前金払を適用する。

この場合において、契約書第 37 条は適用しない。ただし、年度を越えて施工する必要がある工事（繰越明許費又は債務負担行為に係る工事）については、各年度末の部分払いに限り適用する。